

下請中小企業振興法第3条に基づく振興基準の改正案について

令和7年7月
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 背景

下請中小企業振興法第3条に基づく「振興基準」は、下請中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として、経済産業大臣が定めるものである。

昨今の原材料費・エネルギー費等の高騰において、我が国の雇用の7割を占める中小企業が、実質賃金の引上げを実現するために、価格転嫁等を通じた賃上げの原資の確保が重要となる中、令和7年5月、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）及び下請中小企業振興法（以下「振興法」という。）の改正法が成立し、公布された。

かかる改正によって、振興基準の一部の規定について改正・追加が必要となることに伴って、振興基準の改正を行うこととする。

2. 具体的な改正案

① 「下請」等の用語の見直し

「下請」「親」という用語に対する国民の認識や、発注者と受注者が対等な立場で共存共栄を目指すという意識の高まりを踏まえ、下請法及び振興法が「下請」「親」を含む用語を変更することに伴って、振興基準においても、「下請」「親」を含む用語を下請法及び振興法に合わせて改正する。

② 約束手形による支払の禁止

改正下請法第5条第1項第2号が、製造委託等代金の支払について、手形の交付や、金銭及び手形以外の支払手段であって製造委託等代金の支払期日までに当該代金額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを禁止することに伴って、手形払いに関する規定を削除し、また、ファクタリング等の支払による場合も支払期日に代金を満額取得できるようにする旨改正する。

③ 実質的な協議を行わない一方的な対価決定の方法の禁止

改正下請法第5条第2項第4号が、委託事業者は、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することにより、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない旨の規定を新設したことに伴って、対価の決定方法に関する規定を当該規定に沿う形に改正する。

④振興事業計画の活用促進

改正振興法第5条第1項及び第6条第3号が、振興事業計画について、委託事業者から二以上の段階にわたる製造委託等が行われる場合においても、同計画の承認を受けることができる旨の改正をしたことに伴って、改めて、サプライチェーン全体での共存共栄を図るべく、振興事業計画の活用を検討するよう努める旨を追加する。

⑤振興基準の趣旨・理念の明記

サプライチェーンの深い層になるほど、価格転嫁が進まない実態が明らかになったことを踏まえ、前文にて、委託事業者と中小受託事業者の双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指せる共存共栄の取引関係を構築すべき旨を追加する。

また、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を推奨する旨を追加する。

⑥構成の整理

価格交渉・価格転嫁を求める立場の中小受託事業者にとって、振興基準をより活用しやすいものとするべく、発注及び契約に関する規定を集約する等、構成を整理する。

また、前文にて、中小受託事業者は、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することを推奨する旨を追加する。

その他、必要な改正を行う。

以上

○下請中小企業振興法 (抄)

(昭和四十五年十二月二十六日)

(法律第四百四十五号)

(振興基準)

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項
- 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
- 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(主務大臣等)

第二十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。